⑵　権利の変更、弁済方法及び担保権の措置

ア　担保権の存続

別表16の有価証券（以下本⑵において「担保目的未処分有価証券」という。）につき存する担保権は、当該担保目的未処分有価証券に係る確定更生担保権額を限度とする債権を被担保債権として更生計画認可決定後も存続する。更生計画認可決定日までに当該担保目的未処分有価証券につき存する担保権の消滅と引き換えに他の目的物に担保権を設定している場合における当該担保権についても同様とする。

イ　本第一会社分割の効力発生日において更生３社が所有する担保目的未処分有価証券の承継

担保目的未処分有価証券（本第一会社分割の効力発生日において更生３社が所有するものに限る。）の所有権及び更生担保権に係る債務は、本第一会社分割により、更生３社から太陽殖産に移転する。

ウ　平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日までに売却方法等につき合意が存する場合

平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日までに、更生３社が裁判所の許可を得て、担保目的未処分有価証券の売却方法等につき当該担保目的未処分有価証券の担保権者との間で合意が成立している場合には、更生３社（平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日の翌日以後にあっては、太陽殖産）は、当該合意に従い、以下の①又は②のいずれか遅い日に、当該担保目的未処分有価証券（当該担保目的未処分有価証券につき存する担保権の消滅と引き換えに他の目的物に担保権を設定している場合には、当該他の目的物）の被担保債権である更生担保権と当該合意に従い当該担保目的未処分有価証券の全部についての実質売却代金額が入金された預金口座に係る預金債権と対当額で相殺する。

①　当該担保目的未処分有価証券の担保権者の指定する預金口座に当該担保目的未処分有価証券の全部についての実質売却代金額が入金された日の翌営業日

②　平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日

エ　平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日までに売却方法等につき合意が存しない場合

①　担保権の消滅等

平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日までに売却方法等につき合意が存しない担保目的未処分有価証券につき存する担保権は、本第一会社分割の効力発生日（本第一会社分割後）に、消滅する。この場合において、当該担保権を有していた債権者は、速やかに、管財人に対し、社債、株式等の振替に関する法律その他の法令に従い、当該担保権の消滅のために必要な手続を行うものとする。なお、当該担保権の消滅のために必要な手続に要する費用は、太陽殖産の負担とする。

②　担保目的未処分有価証券の売却方法等

太陽殖産管財人は、担保目的未処分有価証券については、５の定めに従い、売却する。

太陽殖産は、担保目的未処分有価証券が売却された場合には、当該売却に係る実質売却代金額を、当該担保目的未処分有価証券に係る更生担保権を有する債権者の指定に従って、本第一会社分割前に当該担保目的未処分有価証券を所有していた更生会社及び株式銘柄ごとに開設する太陽殖産管財人名義の預金口座に入金させる措置をとるものとする。この場合において、当該預金口座に係る預金債権について、当該担保目的未処分有価証券に係る確定更生担保権額に相当する債権を被担保債権、当該担保目的未処分有価証券に係る更生担保権を有する債権者を質権者とする順位１番の質権を設定する。

③　更生計画認可決定確定日後の担保目的未処分有価証券の弁済方法等

太陽殖産は、別表16の整理番号ごとに対応する担保目的未処分有価証券の全部についての実質売却代金額が入金された日の翌営業日に、当該質権の被担保債権である更生担保権と当該預金債権と対当額で相殺する。

オ　実質売却代金額が確定更生担保権額を下回る場合

別表16の整理番号ごとに対応する担保目的未処分有価証券についての実質売却代金額の合計額が当該担保目的有価証券に係る確定更生担保権額を下回る場合には、太陽殖産は、その差額に係る更生担保権につき、殖産承継債権又は殖産劣後債権として取り扱うこととする。その具体的な調整については、５の定めに従う。

５　未処分の更生担保権に係る担保目的物の売却等の方法及び権利の変更等

⑴　定義

本５においては、以下に掲げる用語は、それぞれ以下の意義を有する。

「処分対象目的物」

３及び４において、５の定めに従い売却するものとされた更生担保権に係る担保目的物

「更生担保権不足額」

処分対象目的物の実質売却代金額が当該処分対象目的物に係る更生担保権の確定更生担保権額を下回った場合における当該確定更生担保権額と実質売却代金額との差額

「変更後更生担保権額」

処分対象目的物の実質売却代金額が当該処分対象目的物に係る更生担保権の確定更生担保権額を下回った場合における当該確定更生担保権額から更生担保権不足額を控除した金額

「対象更生担保権者」

処分対象目的物に係る更生担保権を有する債権者

⑵　売却等の方法

太陽殖産管財人は、処分対象目的物を以下のとおり処分するものとする。

ア　当該処分対象目的物が不動産の場合

①　実質売却代金額が当該処分対象目的物に係る更生担保権の確定更生担保権額以上である場合

裁判所の許可を得て、当該実質売却代金額にて当該処分対象目的物を売却する。

②　実質売却代金額が当該処分対象目的物に係る更生担保権の確定更生担保権額未満である場合

ｉ　事前通知

処分対象目的物に係る当該確定更生担保権額を下回る実質売却代金額（以下本②において「当初代金額」という。）での売買を希望する相手方（以下本②において「当初買主」という。）と売買契約を締結しようとする場合には、裁判所の許可の申請前に、対象更生担保権者に対し、当該想定される実質売却代金額を通知する。